

《市川市男女共同参画推進審議会》

市川市DV防止基本計画（平成23～25年度）

平成25年度 年次報告書

平成26年10月

男女共同参画課

目 次

1. 年次報告に関する説明	2
2. 体系図	3
3. 基本目標ごとのまとめ	4
4. 高達成度の事業一覧	5
5. 達成度の低かった事業一覧	6
6. 事業別一覧	7 ~ 11
7. 事業ごとの実績報告書	12 ~ 27

∞年次報告に関する説明∞

本報告は、「市川市DV防止基本計画(平成23～25年度)」が「市川市男女共同参画基本計画に基づく第4次実施計画(平成23～25年度)」の一部分でもあることから、「市川市DV防止基本計画」に記載されている計画事業について、「市川市男女共同参画社会基本条例」第9条第1項に定める平成25年度の進捗状況を表した「年次報告書」です。

○ 所管課自己評価について

目標数値が設定されている事業について、目標数値とその実績から評価しています。

- 0 : 目標の10%未満
- 10 : 目標の10%以上達成
- 20 : 目標の20%以上達成
- 30 : 目標の30%以上達成
- 40 : 目標の40%以上達成
- 50 : 目標の50%以上達成
- 60 : 目標の60%以上達成
- 70 : 目標の70%以上達成
- 80 : 目標の80%以上達成
- 90 : 目標の90%以上達成
- 100 : 目標の100%以上達成

○ 基本目標ごとのまとめ(4頁)は、所管課による自己評価を基に、4つの評価区分ごとに事業数を掲載しました。
また、基本目標ごとの平均達成度をグラフ化しました。

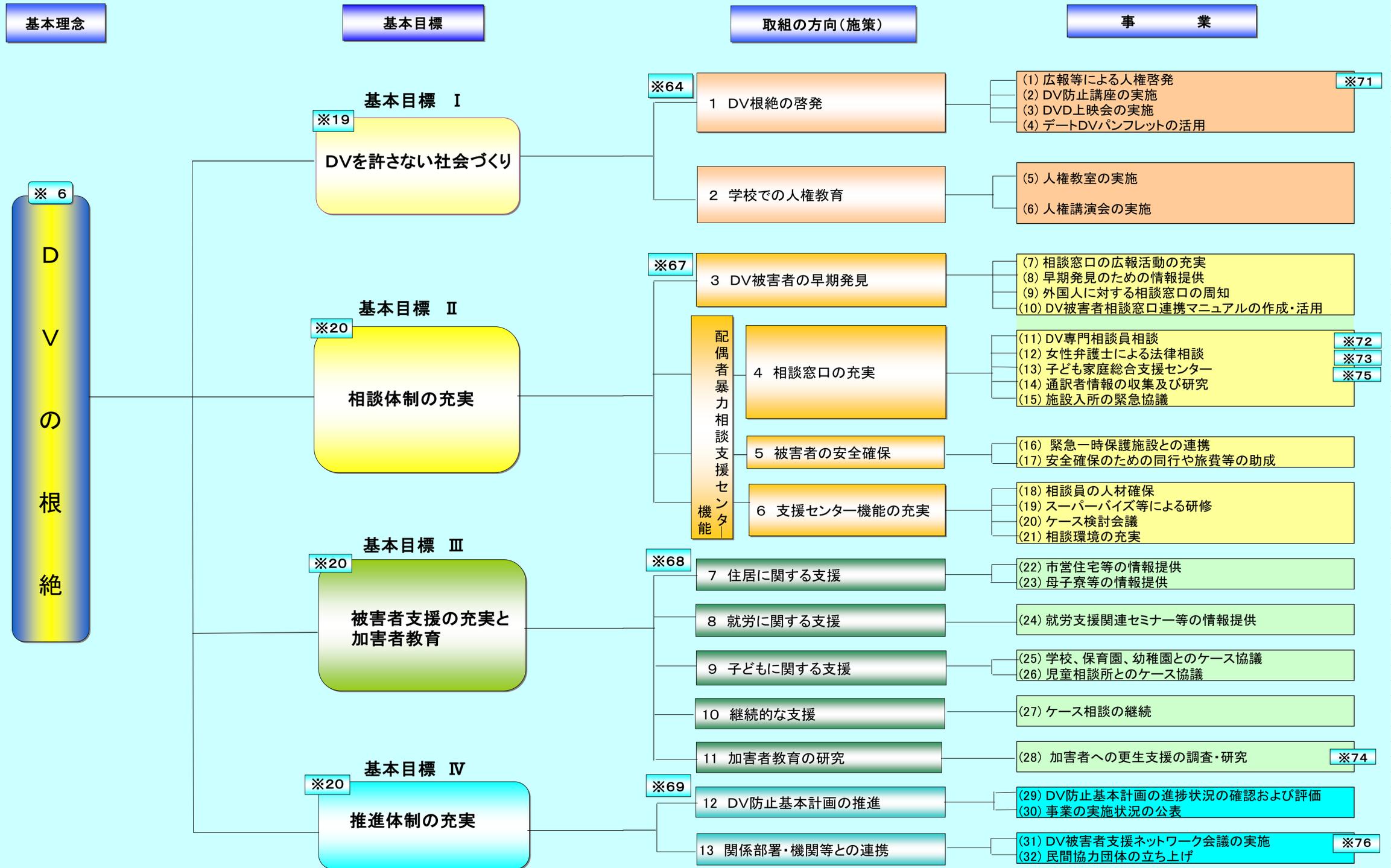
○ 高達成度の事業一覧(5頁)は、目標を大幅に超えて達成した事業をまとめたものです。

○ 達成度の低かった事業一覧(6頁)は、評価0-30の事業をまとめたものです。

○ 事業別一覧(7～11頁)は、各事業の自己評価等をまとめたものです。

○ 進捗状況(12～27頁)は、所管課による事業ごとの実績報告書の個票です。

体系図



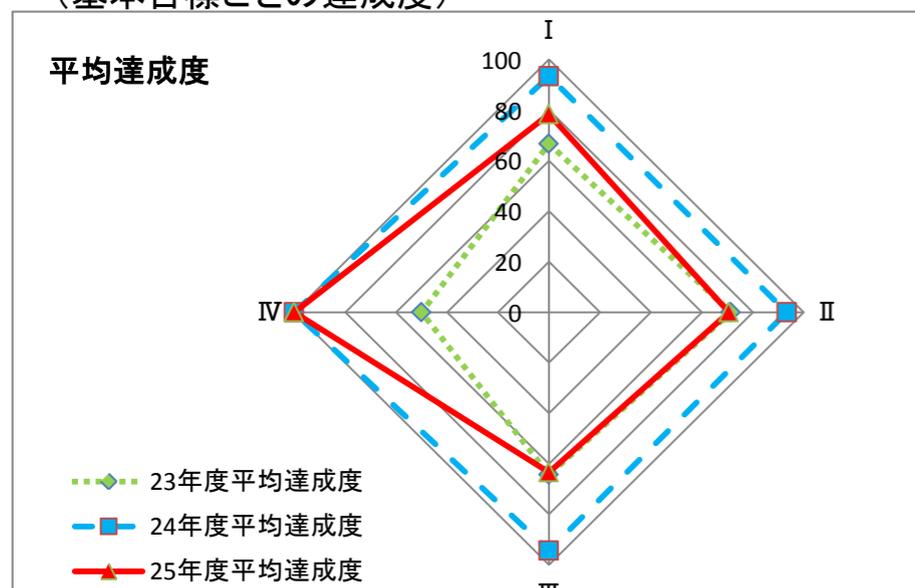
男女共同参画基本計画及び第4次実施計画との関係

※6…………… 主要課題6から特化するもの
 ※19、20…………… 個別課題19、20に対応するもの
 ※64、67～69…………… 施策64、67～69に対応するもの
 ※71～76…………… 事業71～76に対応するもの

■基本目標ごとのまとめ
 (基本目標ごとの実施計画事業評価結果)

基本目標	評価別事業数					平成25年度の評価
	100	90-70	60-40	30-0	評価なし	
I DVを許さない社会づくり	3	2	0	1	0	・基本目標全体に対する平均達成度は78.3となっており、6事業中3事業は達成度が100であった。
II 相談体制の充実	5	5	2	3	0	・基本目標全体に対する平均達成度は70.7となっており、15事業中5事業は達成度が100であった。
III 被害者支援の充実と加害者教育	2	1	2	1	1	・基本目標全体に対する平均達成度は63.3となっており、7事業中2事業は達成度が100であった。
IV 推進体制の充実	2	0	0	0	2	・基本目標全体に対する平均達成度は100となっており、「家庭等における暴力対策ネットワーク会議」については、平成25年度から開催された。

(基本目標ごとの達成度)



■ 高達成度の事業一覧
 目標を大幅に超えて達成した事業

No.	事業名 《所管課》	目標	25年度目標	25年度実績	評価	高達成度の理由
4	デートDVパンフレットの活用 《男女共同参画課》	配付枚数	1,500枚	30,000枚	100	市川人権啓発活動地域ネットワーク協議会の事業として「デートDVパンフレット」を作成し、市内高等学校13校及び鎌ヶ谷市、浦安市に配布した。
17	安全確保のための同行や旅費等の助成 《男女共同参画課》	同行支援件数	5件	9件	100	配偶者暴力相談支援センターの開設に伴い、危険度・重篤度の高いケースが増加したため、同行支援を必要とするケースの増加につながった。
20	ケース検討会議 《男女共同参画課》	ケース検討会議の実施回数	6回	9回	100	配偶者暴力相談支援センター開設後、概ね月1回のケース検討会議を実施し、困難事例の対応方法等を検討すると共に、重篤なケースについては、担当以外の相談員や職員が対応可能となるようスキルアップした。
25	学校、保育園、幼稚園とのケース協議 《男女共同参画課》	協議ケース数	10件	19件	100	DV加害者である父親からの虐待やDVの重篤なケースで、避難準備や避難しているケースについて、追跡の危険性が高い場合、学校・保育園・幼稚園等と連携を図り安全確保を行った。また、新住居地で速やかに学校等に通えるように、また被害者や子に負担がかからないよう取り組んだ。

■達成度の低かった事業一覧
評価0-30の事業

No.	事業名 《所管課》	目標	25年度目標	25年度実績	評価	未達成の理由	今後の課題等
2	DV防止講座の実施 《男女共同参画課》	DV防止講座の延参加者数	140人	24人	20	デートDVを対象とした講座であり、対象者が限定されてしまったため。	DVの正しい知識を身につけていただくようわかりやすく、参加しやすい講座の開催を検討していく。
10	DV被害者相談窓口マニュアルの作成・活用 《男女共同参画課》	窓口職員の説明会参加者数	100人	35人	30	平成25年度は、市民課の窓口職員のみを対象とした説明会であったため。	窓口連携マニュアルの説明会等の実施要請があった場合、随時説明会を実施していく。
14	通訳者情報の収集及び研究 《男女共同参画課》	通訳者の協力回数	10回	2回	20	外国人被害者で通訳を必要とする方が少なかったため。	緊急時の通訳ボランティアの派遣を国際交流課の協力を得ながら取り組んでいく。
15	施設入所の緊急協議 《男女共同参画課・地域福祉支援課・障害者支援課》	関係部署との協議回数	3回	1回	30	地域福祉支援課、障害者支援課と連携して柔軟に対応しているが、施設入所が必要となる重篤なケースや危険度の高いケースが少なかったため。	DV防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法に留まらないケースに適した支援が可能になるよう、関係課との連携を強化していく。
23	母子寮等の情報提供 《男女共同参画課》	入居件数	2件	0件	0	必要に応じて住居等の相談や助言を行っているが、母子寮入居を必要とするケースがなかったため。	母子寮入寮が適しているケースについては、子育て支援課や婦人保護施設と連携し行っていく。

■事業別一覧

No.中の※印の数字は、「市川市男女共同参画基本計画に基づく第4次実施計画」から進行管理を移行した第4次実施計画中の事業番号です。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	25年度目標	25年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり								
取組の方向(施策)1 DV根絶の啓発								
1 (※71)	広報等による人権啓発	男女共同参画課	人権擁護委員の日(6月1日)、人権週間(12月4日～10日)等の記念日を中心に、広報等で啓発活動を行う。	広報紙掲載回数	2回/年	3回/年	100	6月と12月の特設相談窓口開設と人権週間記念事業を開催するにあたり、広報いちかわに掲載。Webサイト、ポスターによる広報を実施し、PRに努めた。さらに啓発に有効な媒体を考えていく。
2	DV防止講座の実施	男女共同参画課	DV防止に関し、正しい知識を身につけることができるような講座を開催する。	DV防止講座の延参加者数	140人	24人	20	11/16に、「寸劇・歌・ダンスから知るデートDV 素敵なカレ・カノジョの関係って?」を実施。学生による寸劇は、デートDVを視覚的にとらえることができ、とてもわかりやすかった。今後も市民が興味をもって学べる講座を検討し、DV防止等を啓発する。
3	DVD上映会の実施	男女共同参画課	人権およびDV防止関係のDVD上映会を実施し、啓発する。	DVD鑑賞者延人数	50人	35人	70	DVD上映会にかわり、6/29ハッピーライフキャリアフェスタで、人権擁護委員が紙芝居を行い、こども達へ啓発を行った。
4	デートDVパンフレットの活用	男女共同参画課	デートDVのパンフレットを配布し、正しい知識を身につけるよう啓発する。	配布枚数	1,500枚	30,000枚	100	市川人権啓発活動地域ネットワーク協議会の事業として「デートDVパンフレット」を作成し、市内高等学校13校及び鎌ヶ谷市、浦安市に配布し、効果的にパンフレットを活用できた。今後も、配付校や部数を検討しながら、有効な啓発を検討していく。
取組の方向(施策)2 学校での人権教育								
5	人権教室実施	男女共同参画課	他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるような人権教室を実施する。	受講児童数	4,000人	4,425人	100	小学校の小・中・高学年それぞれの年齢に合わせて、絵本冊子、DVD、冊子を使って人権擁護委員が人権教室を行った。市内28校の小学校で実施。今後も教育委員会と連携し、人権の花運動と同時に実施するなど、有効な啓発活動を行っていく。
6	人権講演会の実施	男女共同参画課	暴力は絶対に許さないという意識を根づかせるような講演会を実施する。	受講生徒数	1,800人	1,352人	80	人権擁護委員が中学校で人権講演会を行っている。市立中学校16校のうち2校で実施。同時に人権作文コンテストの応募を働きかけていく。
基本目標Ⅱ 相談体制の充実								
取組の方向(施策)3 DV被害者の早期発見								
7	相談窓口の広報活動の充実	男女共同参画課	DVの女性被害者の相談窓口に関するちらしやハンドブック等を作成し、市庁舎内の関係部署および関係機関の窓口にて市民に配布する。	ちらし等の配付設置箇所数	45箇所	35箇所	70	庁内の関係課や窓口を設置している課、35箇所に配布し広くDV相談窓口を啓発した。今後は関係機関への配布を含め、さらなる啓発をしていく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	25年度目標	25年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
8	早期発見のための情報提供	男女共同参画課	民生委員等の地域に精通している方々がDVの女性被害者を早期に発見し、速やかに、相談窓口案内できるようなDV防止についての説明会を実施する。	DV防止についての説明会の実施回数	12回	10回	80	DV防止の啓発及び被害者と被害者の子どもの対応について10地区で説明会を実施した。今後も市民により近い民生委員にDV防止について啓発し、一人でも多くの女性のDV被害者が相談につながるよう、地区別の説明会を随時行っていく。
9	外国人に対する相談窓口の周知	男女共同参画課	英語・中国語・韓国語・タガログ語等のDV相談窓口のPRカード、ちらし等を作成し、配布する。	ちらし等の配付設置箇所数	45箇所	35箇所	70	日本語が話せない外国人のDV被害者に、相談窓口がわかるよう、5ヶ国語でちらし、PRカードを作成し関係課や窓口35箇所に配付した。今後は有効活用できるよう適切な配布場所を考えていく。
10	DV被害者相談窓口連携マニュアルの作成・活用	男女共同参画課	市役所の様々な受付窓口で、DV被害者を発見し、速やかにDV相談窓口を案内できるよう、受付窓口専用の連携マニュアルを作成し、活用する。	窓口職員の説明会参加者数	100人	35人	30	マニュアルの説明会を市民課窓口職員35人へ行った。今後も、説明会の実施要請があった課について随時説明会を実施し窓口職員が有効活用できるようにしていく。
取組の方向(施策)4 相談窓口の充実								
11 (※72)	女性のためのDV専門相談員相談	男女共同参画課	被害者に適切な支援及び情報提供を行い、必要であれば関係機関へ迅速に引継ぎをする。	相談可能体制	相談員1日3名以上勤務する日を週4日とする	週2日	50	配偶者暴力相談支援センター開設後は緊急度・重篤度の高いケースが増え、またそれに伴い処遇困難ケースも増加するなか適切な支援を行った。支援体制を充実させるため、3人体制の日を増やしていく。
12 (※73)	女性弁護士による女性のための法律相談	男女共同参画課	あらゆる女性からの相談の中で法的支援が必要な場合、女性弁護士が法律相談を行う。	相談件数	200件/年	185件/年	90	毎週水曜日の午後実施、1日5人まで、相談可能な体制で取り組んでいる。引き続き、相談窓口の啓発を行っていく。
13 (※75)	子ども家庭総合支援センター	子育て支援課	子どもと子育て家庭に関する総合窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に応じるとともに、手続や相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施する。	活動件数	4,000件/年	5,836件/年	100	電話や庁内面接にて対応。DVについては7人うち2人は、重篤なため男女共同参画課に対応を依頼した。今後も関係機関との連携を維持しつつ、滞りない情報の受け渡しを行っていく。
14	通訳者情報の収集及び研究	男女共同参画課	外国人女性のDV被害者に対し、多言語で対応できるよう、通訳情報を収集し協力を求めていく。	通訳者の協力回数	10回	2回	20	避難を必要とする外国人の被害者に対し、国際交流課の協力を得て通訳ボランティアの派遣要請し相談を行った。今後も必要に応じて緊急時の通訳ボランティアの派遣を国際交流課の協力を得ながら取り組んでいく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	25年度目標	25年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
15	施設入所の緊急協議	男女共同参画課・地域福祉支援課・障害者支援課	高齢あるいは、障害のあるDV女性被害者の緊急一時保護が必要となる場合、関係部署と緊急協議を行いふさわしい施設に一時的に避難させる。	関係部署との協議回数	3回	1回	30	障害者支援課と連携をとり相談及び支援等を行った。今後もDV防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法に留まらないケースに適した支援が可能になるよう、関係課との連携を強化していく。
取組の方向(施策)5 被害者の安全確保								
16	緊急一時保護施設との連携	男女共同参画課	千葉県および民間の緊急一時保護施設に入所することにより、被害者(同伴の子どもを含む)の緊急的な安全確保をする。	民間一時保護施設等の情報収集数	10箇所	10箇所	100	県の会議や日々の相談業務を通して、民間シェルターの情報収集をすることが出来た。シェルターという性質上、必要に応じて情報収集に努める。
17	安全確保のための同行や旅費等の助成	男女共同参画課	施設・親戚・知人宅等に一時的に避難するために同行したり、交通費等が不足する場合には旅費等を助成する。	同行支援件数	5件	9件	100	危険度、重篤度が高い9ケースについて、安全確保のための同行支援を行った。また、旅費等の助成を1ケース行った。今後もケースの実情に合わせ安全確保を第一に考え、必要に応じて同行支援や旅費等の助成を行っていく。
取組の方向(施策)6 支援センター機能の充実								
18	相談員の人材確保	男女共同参画課	複雑化、多様化した相談に対応できるような専門知識と経験のある相談員を確保する。	女性相談員数(婦人相談員数)	7人	5人	70	配偶者暴力相談支援センターを開設し、相談件数も増加傾向にあるため、女性(婦人)相談員を採用し、人材確保に取り組んだ。今後も処遇困難ケースに対応できる人材確保に取り組んでいく。
19	スーパーバイズ等による研修	男女共同参画課	相談員の質の向上のため更に上級の臨床心理士等(スーパーバイザー)からケースに対する助言や指導を受ける。	実施回数	4回	2回	50	3/10日、17日 計4時間のスーパービジョンを実施し、関係課及び関係機関の職員も参加しスキルアップを図ることができた。今後はさらに困難ケースが増えることが予想されることからスーパービジョンは非常に重要であるため、定期的の実施していく。
20	ケース検討会議	男女共同参画課	処遇困難ケースに対し、その対応や支援方法等を複数の相談員で検討することにより、適した対応ができるようにする。	ケース検討会議の実施回数	6回	9回	100	配偶者暴力相談支援センター開設後、月1回実施し、困難事例の対応方法等を検討すると共に、重篤なケースについては、担当以外の相談員も対応可能となるようケース会議を実施した。
21	相談環境の充実	男女共同参画課	相談者のプライバシーを厳密に保護し、同時に相談者、相談員とも安心安全を確保しながら、迅速で内容の濃い対応を目指すための相談環境を改善していく。	相談環境改善実施回数	1回	1回	100	DVと児童虐待の相談窓口が相互に情報共有し、被害者に対して総合的かつ計画的に支援するため、既存の子育て支援課の総合窓口支援システムにDV相談システム機能を追加したシステムを構築し、平成27年3月より稼動することとした。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	25年度目標	25年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
基本目標Ⅲ 被害者支援の充実と加害者教育 取組の方向(施策)7 住居に関する支援								
22	市営住宅等の情報提供	男女共同参画課	DVの女性被害者やその家族が今後の安定した住居として、市営住宅を希望する場合、入居に関する情報提供をする。	「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行数	5件	2件	40	被害者が自立をするためには住居の確保が非常に重要となるため、情報提供や助言は常に行っており、そのうち市営住宅の申込に必要な証明書発行数は、2件であった。今後も自立のための情報提供や助言をケースの実情に合わせて行っていく。
23	母子寮等の情報提供	男女共同参画課	18歳未満の子どもがいるDVの女性被害者が、自立を目指す第1段階として、母子寮を希望する場合、子育て支援課と連携し、母子寮入寮についての情報、および生活保護の情報等を提供する。	入居件数	2件	0件	0	常にケースの実態にあわせ、最善の対応を検討し助言や情報提供を行っている(平成25年度は、14人へ情報提供をした)が、その結果、母子寮への入居は無かった。これからも母子寮入寮に適したケースについては子育て支援課や婦人保護施設と連携し行っていく。
取組の方向(施策)8 就労に関する支援								
24	就労支援関連セミナー等の情報提供	男女共同参画課	厚生労働省が所管する母子関係の貸付け金、助成金、奨励金、社会福祉協議会の貸付金およびマザーズハローワークの開催する就労セミナー等の情報提供を行う。	—	—	—	—	個々のケースに合わせた助言や情報提供を行い就労につながるよう取り組んだ。今後も、ケースに適した就労のための情報提供を行い自立に向けた支援を行っていく。
取組の方向(施策)9 子どもに関する支援								
25	学校、保育園、幼稚園とのケース協議	男女共同参画課	直接、間接を問わずDV被害を受けた子どもの安全確保と安心して学校等で学ぶことができるよう、子ども家庭総合支援センターや学校・幼稚園・保育園等と緊密に連携し、支援します。	協議ケース数	10件	19件	100	DV加害者である父親からの虐待やDVの重篤なケースで避難準備や避難しているケースについて、追跡等の危険性が高い場合、学校・保育園・幼稚園等と連携を図り安全確保に取り組んだ。また避難先で速やかに学校等に通えるように迅速に関係部署と連携を図った。今後も、より一層、子どもの安全・安心を図っていく。
26	児童相談所とのケース協議	男女共同参画課	被害世帯の子どもに心理的なケアが必要と思われる場合は、児童相談所と連携し支援します。	児童相談所との連携件数	10件	10件	100	相談の中でDV被害者である母親が、児童虐待の加害者となったケースやDV加害者の父親から虐待を受けていたケース等様々なケースを児童相談所に通告し、連携を図り対応した。今後も児童虐待があった場合は児童相談所と迅速に連携し、支援していく。

No.	事業名	所管課	事業概要	目標	25年度目標	25年度実績	評価	取組状況、今後の課題等
取組の方向(施策)10 継続的な支援								
27	ケース相談の継続	男女共同参画課	DVの女性被害者の意思を尊重した生活再建を支援できるようにケース相談を継続する。	相談ケース実数中の継続相談ケース割合	95%	84%	80	配偶者暴力相談支援センター開設により、重篤で危険なケースが増加し、その結果他県、他市に避難を実施しているが、証明書発行や心情整理等は自立のためには非常に重要となるため継続して相談を実施した。今後も被害者の安全や自立に向けた支援を継続的に行っていく。
取組の方向(施策)11 加害者教育の研究								
28 (※74)	加害者への更生支援の調査・研究	男女共同参画課	加害者に対する再発防止更生プログラムの研究をする。	情報収集件数	10件	6件	60	加害者更生プログラムの有効なものは、確立されていないことから、まずは、加害者についての対応や行動等を内閣府や県、NPO法人からの資料収集をした。今後も情報収集をして、相談業務に生かしていく。
基本目標Ⅳ 推進体制の充実								
取組の方向(施策)12 DV防止基本計画の推進								
29	DV防止基本計画の進捗状況の確認および評価	男女共同参画課	市川市男女共同参画推進審議会に、本計画内の全事業について進捗状況および評価を報告し、審議結果を次年度事業の参考とする。	—	—	—	—	平成24年度の実施事業についての進捗状況、評価を報告した。
30	事業の実施状況の公表	男女共同参画課	本計画の事業の進捗状況を市のホームページ等で公表し、本計画を広く市民に周知し、DV根絶を目指す。	—	—	—	—	平成24年度の事業実施状況の公表を行った。
取組の方向(施策)13 関係部署・機関等との連携								
31 (※76)	DV被害者支援ネットワーク会議の実施	男女共同参画課・子育て支援課	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭における暴力に対し、関係機関等で構成されるネットワーク会議を立ち上げ、各所管で生じた事例の対応に関する問題点、課題等について周知、協議し、連携を深める。	開催回数	2回/年	2回/年	100	要綱に基づき、7/23と1/23にネットワーク会議を開催し、関係課で生じた事例の対応に関する問題点、課題等について周知・協議した。今後も、更なる被害者支援実現に向けて関係部署と連携を強化する。
32	民間協力団体の立ち上げ	男女共同参画課	DV被害者支援を目的とした民間協力団体の立ち上げを見越したDV防止関係の講座を実施する。	DV防止講座の実施数	1回	1回	100	平成23年度の講座から立ち上った登録団体と「寸劇・歌・ダンスから知るデートDV～素敵なカレ・カノジョの関係って？」を開催し、人権教育およびデートDV防止啓発についての共催講演会を行った。今後もDV関連の講座等を実施し、DV被害者のサポーターを支援していく。

基本目標 I DVを許さない社会づくり

取組の方向1 DV根絶の啓発

事業名	広報等による人権啓発			
	No.	1 (第4次実施計画 No.71)		
所管課	男女共同参画課			
事業概要	人権擁護委員の日(6月1日)、人権週間(12月4日～10日)等の記念日を中心に、広報等で啓発活動を行う。			
年度	目標	広報紙掲載回数		
	項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	100	100	100
目標数値	—	2回/年	2回/年	2回/年
実績	2回/年	2回/年	2回/年	3回/年
他の評価指標	ホームページ掲載回数、ポスターによる広報回数	市公式Webサイト掲載回数、ポスターによる広報回数	市公式Webサイト掲載回数、ポスターによる広報回数	市公式Webサイト掲載回数、ポスターによる広報回数
男女別人数の把握	—	—	—	—
外部評価	—	—	—	—
取組状況	6月と12月の1日特設相談窓口開設、人権啓発映画会(根絶!夫からの暴力あなたは悩んでいませんか)を開催するに当たり広報いちかわ5/21.11/19号に掲載。ホームページ2回、ポスターによる広報2回実施し、PRに努めた。	6月と12月の1日特設相談窓口開設と同時に人権啓発映画会、人権紙芝居の開催に当たり、広報いちかわ(5/19.11/17)に掲載。また、市公式Webサイトに掲載。また、ポスター、チラシによる広報に努めた。	6月と12月の特設相談窓口開設と人権週間記念事業開催に当たり、広報いちかわ(5/18.10/19.11/16)に掲載。また市公式Webサイト、人権週間記念事業については、ポスター、チラシによる広報も行った。	
今後の課題等	従来からの広報誌、市ホームページ、公共施設のポスター提示等に加えて、さらに啓発に有効な媒体を考えていく必要がある。	従来からの広報誌、市公式Webサイト、公共施設のポスター提示等に加えて、さらに啓発に有効な媒体を考えていく必要がある。特に相談窓口の土曜日開設についてPRしていく必要がある。	6月は特設相談窓口開設だけにしほり相談は例年以上あったが、今後もPRが必要である。12月の事業は著名人出演で多数の申込みがあった。	

事業名	DV防止講座の実施			
	No.	2		
所管課	男女共同参画課			
事業概要	DV防止に関し、正しい知識を身につけることができるような講座を開催する。			
年度	目標	DV防止講座の延参加者数		
	項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	40	100	20
目標数値	—	100人	120人	140人
実績	84人	49人	124人	24人
他の評価指標	講座内容および理解度	講座内容および理解度	講座内容および理解度	講座内容および理解度
男女別人数の把握	女性49人	女性 122人 男性 2人	女性 20人 男性 4人	
外部評価	受講者アンケート	受講者アンケート	受講者アンケート	
取組状況	3/9、3/15の2回、5時間の実施。講座を通して、DV防止の啓発及びDV被害者への理解、支援者としての知識等の啓発に取り組みることが出来た。	11/5、12、19、26の4回 8時間、3/24の2時間、計10時間実施。講座を通して、DV防止の啓発及びDV被害者への理解、支援者としての知識等の啓発に取り組みることが出来た。	11/16に、「寸劇・歌・ダンスから知るデートDV 素敵なカレ・カノジョの関係って？」を実施。学生による寸劇は、デートDVを視覚的にとらえることができ、とてもわかりやすかった。	
今後の課題等	講座開催日数を増やし、また、市民が興味を持って、学べる講座を開催し、さらにDV防止等を啓発する。	講座内容等を検討し、市民が興味を持って、学べる講座を開催し、さらにDV防止等を啓発する。	DVの正しい知識を身につけていただくよう、わかりやすく、参加しやすい講座の開催をめざす。	

事業名	DVD上映会の実施			No.	3
				所管課	男女共同参画課
事業概要	人権およびDV防止関係のDVD上映会を実施し、啓発する。				
項目	年度	目標	DVD鑑賞者延人数		
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	90	70	70	
目標数値	—	30人	40人	50人	
実績	13人	24人	31人	35人	
他の評価指標	DVDの上映本数、DV防止に関する理解度	DVDの上映本数、DV防止に関する理解度	DVDの上映本数、DV防止に関する理解度	DVDの上映本数、DV防止に関する理解度	
男女別人数の把握	女性16人 男性 8人	—	—	女性20名 男性15名	
外部評価	—	—	—	—	
取組状況	12/4(日)人権週間1日特設相談窓口時に人権啓発映画会開催。「根絶！夫からの暴力あなたは何でいいですか」他、4本上映。着実な活動に取り組んだ。	6/2(土)「夫の虐待を許さないー夫婦のモラルハラスメントー」「桃香の自由帳」「ネットいじめから子どもを守る」12/8(土)「人KENまもる君、あゆみちゃん世界をしあわせに」等上映し啓発に取り組んだ。	DVD上映会にかわり、6/29(土)「ハッピーライフ&キャリアフェアinいちかわ」において、「ぐらぐらもりのおぼけ」やなせたかしさん創作の人権紙芝居や、人権まもる君、あゆみちゃんバルーン人形による啓発に取り組んだ。		
今後の課題等	広報誌等で啓発に努めているが、参加者が思うように集まらず、課題となっている。	広報誌や市内幼稚園・保育園にポスターやちらしを設置し、PRに努めているが、集客数が少なく、作品の選定が課題となっている。	催事の中で行ったバルーン人形は、会場の子どもに喜ばれた。DV防止関係のDVDは人権教育啓発推進センターでの試写会上映情報で確認していく。(DV防止をテーマとするDVDは、最近制作されていない)		

事業名	デートDVパンフレットの活用			No.	4
				所管課	男女共同参画課
事業概要	デートDVのパンフレットを配布し、正しい知識を身につけるよう啓発する。				
項目	年度	目標	配布枚数		
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	0	100	100	
目標数値	—	500枚	1,000枚	1,500枚	
実績	50枚	0枚	2,300枚	30,000枚	
他の評価指標	パンフレット設置場所数	パンフレット設置場所数	パンフレット設置場所数	パンフレット設置場所数	
男女別人数の把握	—	—	—	—	
外部評価	—	—	—	—	
取組状況	効果的にパンフレットを活用できるよう、来年度配付する学校等の検討をし、さらに県で実施しているデートDV防止セミナー実施校をふまえ、配付枚や部数を検討した。	高等学校2校、中学校1校に配布し、効果的なパンフレットの活用に取り組んだ。 高等学校 2校 2,000枚 中学校 1校 300枚	市川人権啓発活動地域ネットワーク協議会の事業として「デートDVパンフレット」を作成し、市内高等学校13校及び鎌ヶ谷市、浦安市に配布した。		
今後の課題等	デートDVは低年齢化しており、被害者が成長過程及び思春期であることも起因し、支援が非常に困難であるが、広く啓発できるようにパンフレットの有効活用等をどのようにしていくか検討していく。	デートDVは低年齢化しており、被害者が成長過程及び思春期であることも起因し、支援が非常に困難であるが、広く啓発できるようにパンフレットの有効活用等をどのようにしていくか検討していく。	デートDVは低年齢化しており、被害者が成長過程及び思春期であることも起因し、支援が非常に困難であるが、広く啓発できるように人権擁護委員と連携しながら進めていく。		

取組の方向2 学校での人権教育

事業名	人権教室の実施			
	No.	5		
		所管課	男女共同参画課	
事業概要	他人の痛みが理解できる心、思いやりのある心を育めるような人権教室を実施する。			
年度	目標	受講児童数		
	項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	100	100	100
目標数値	—	3,000人	3,500人	4,000人
実績	2,082人	4,550人	4,047人	4,425人
他の評価指標	実施校数、児童の理解度		実施校数、児童の理解度	実施校数、児童の理解度
男女別人数の把握	ほぼ同数		ほぼ同数	ほぼ同数
外部評価	—		—	—
取組状況	小学校の小・中・高学年それぞれの年齢に合わせて、絵本冊子、DVD、冊子を使って人権擁護委員が人権教室を行った。市内26校の小学校で実施。		小学校の小・中・高学年それぞれの年齢に合わせて、絵本冊子、DVD、冊子を使って人権擁護委員が人権教室を行った。市内27校の小学校で実施。	小学校の小・中・高学年それぞれの年齢に合わせて、絵本冊子、DVD、冊子を使って人権擁護委員が人権教室を行った。市内28校の小学校で実施。
今後の課題等	23年度は人権教室と人権の花運動については、別々に実施した。今後同時に実施することで引き続き、友達を大事にすることや命の大切さを学ぶ機会とする。		24年度は人権教室と人権の花運動を同時に実施した。さらに友達を大事にすることや命の大切さを学ぶ機会とした。	25年度人権の花運動は、公立全39校と特別支援学校2校舎で実施した。うち人権教室実施28校では人権の花運動についても児童にわかりやすく話して、「命を大切にすること」「みんなと仲良くすること」を学ぶ機会とした。

事業名	人権講演会の実施			
	No.	6		
		所管課	男女共同参画課	
事業概要	暴力は絶対に許さないという意識を根づかせるような講演会を実施する。			
年度	目標	受講生徒数		
	項目	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	70	90	80
目標数値	—	1,600人	1,700人	1,800人
実績	1,572人	1,156人	1,534人	1,352人
他の評価指標	全国中学生人権作文コンテスト応募数、生徒の理解度		全国中学生人権作文コンテスト応募数、生徒の理解度	全国中学生人権作文コンテスト応募数、生徒の理解度
男女別人数の把握	ほぼ同数		ほぼ同数	ほぼ同数
外部評価	—		—	—
取組状況	人権擁護委員が各中学校で人権講演会を行っている。市立中学校16校のうち2校で実施。		人権擁護委員が中学校で人権講演会を行っている。市立中学校16校のうち2校で実施。	人権擁護委員が中学校で人権講演会を行っている。市立中学校16校のうち2校で実施。講演課題「人権について」第五中「命と共にある基本的人権」第四中
今後の課題等	市内中学生に一人でも多く夏休み「人権」を考えていただき作品として作品にしよう。「人権」を考える機会として一人でも多くの中学生に作文コンテストに応募してもらうよう働きかける。		市内中学生に一人でも多く夏休みに「人権」を考え、作文として作品にしよう。「人権」を考える機会として一人でも多くの中学生に作文コンテストに応募してもらうよう働きかける。	講演を開いた中学生に一人でも多く夏休み「人権」について考えてもらい、多くの中学生に作文コンテストに応募してもらうよう働きかける。

基本目標Ⅱ 相談体制の充実

取組の方向3 DV被害者の早期発見

事業名	相談窓口の広報活動の充実			
	No.	7		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	DVの女性被害者の相談窓口に関するちらしやハンドブック等を作成し、市庁舎内の関係部署および関係機関の窓口にて市民に配布する。			
年度	目標	平成23年度：ちらし、ハンドブック、PRカードの配布数 平成24年度～：ちらし等の配布設置箇所数		
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	60	100	70
目標数値	—	ちらし・ハンドブック・PR カードの作成	35箇所	45箇所
実績	—	ちらし・PRカードの作成	35箇所	35箇所
他の評価指標	ちらし等の配布設置箇所の数、 ちらし、ハンドブック、PRカード の利用者数	ちらし、ハンドブック、PRカード の配布数	ちらし、ハンドブック、PRカード の配布数	ちらし、ハンドブック、PRカード の配布数
男女別人数の把握	—	—	—	—
外部評価	—	—	—	—
取組状況	ちらしとPRカードを作成した。 一人でも多くの女性のDV被害 者が相談できるよう、また、市民 に、支援者として理解を得られ るよう配慮して、作成した。	庁内の関係課や窓口を設置し ている課、35箇所に配布し、D V相談窓口を広く啓発するこ とができた。	庁内の関係課や窓口を設置し ている課、35箇所に配布し、D V相談窓口を広く啓発した。	
今後の課題等	DV関係部署の所属長説明会、 及び庁内窓口職員への説明会 を実施し、有効活用やDV防止 の知識等を啓発していく。	庁内にとどまらず、外部機関へ の配布を検討し、DV相談窓口 等を広く啓発していく。	外部機関への配布を含め、DV 相談窓口等を広く啓発してい く。(外部機関へは、千葉県発 行のDV相談カード・ステッカー を配布している)	

事業名	早期発見のための情報提供			
	No.	8		
	所管課	男女共同参画課		
事業概要	民生委員等の地域に精通している方々がDVの女性被害者を早期に発見し、速やかに、相談窓口以案内できるようなDV防止についての説明会を実施する。			
年度	目標	DV防止についての説明会の実施回数		
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	30	100	80
目標数値	—	3回	6回	12回
実績	—	1回	6回	10回
他の評価指標	説明会参加者の理解度、説明 会参加者数	説明会参加者の理解度、説明 会参加者数	説明会参加者の理解度、説明 会参加者数	説明会参加者の理解度、説明 会参加者数
男女別人数の把握	男14人・女21人	—	—	—
外部評価	—	—	—	—
取組状況	民生委員の地区別説明会に、 先駆けて、会長・副会長の代表 者会議で、DV防止の啓発を実 施し、各地区での説明会の重 要性を理解してもらえるよう取 組んだ。	DV防止の啓発及びDV被害者 と被害者の子どもについての対 応について6地区(菅野・八幡・ 市川真間・新田平田・市川南大 洲・行徳北部)の民生委員に説 明会を実施し、啓発することが 出来た。	DV防止の啓発及びDV被害者 と被害者の子どもについての対 応について10地区(新田平田・ 曾谷宮久保・八幡・若宮北方・ 大和田稲荷木・行徳北部・行徳 南部・南行徳北部・南行徳南 部)の民生委員に説明会を実施し、啓発することが出来た。	
今後の課題等	市民により近い民生委員にDV 防止について啓発し、一人でも 多くの女性のDV被害者が相談 できるよう、地区別の説明会を 随時行っていく。	市民により近い民生委員にDV 防止について啓発し、一人でも 多くの女性のDV被害者が相談 できるよう、地区別の説明会を 随時行っていく。	市民により近い民生委員にDV 防止について啓発し、一人でも 多くの女性のDV被害者が相談 できるよう、地区別の説明会を 随時行っていく。	

事業名	外国人に対する相談窓口の周知		No.	9
			所管課	男女共同参画課
事業概要	英語・中国語・韓国語・タガログ語等のDV相談窓口のPRカード、ちらし等を作成し、配布する。			
項目	年度	目標	平成23年度:配布枚数 平成24年度～:ちらし等の配布設置箇所数	
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	70
目標数値	—	ちらし・PRカード作成	35箇所	45箇所
実績	—	5ヶ国語を作成	35箇所	35箇所
他の評価指標	翻訳言語数	翻訳言語数	翻訳言語数	
男女別人数の把握	—	—	—	—
外部評価	—	—	—	—
取組状況	日本語が話せない外国人のDV被害者に、相談窓口がわかるよう、5ヶ国語でちらし、PRカードを庁内関係課や窓口を設置している課	日本語が話せない外国人のDV被害者に、相談窓口がわかるよう、5ヶ国語でちらし、PRカードを庁内関係課や窓口を設置している課 35箇所に配布し啓発に取り組んだ。	日本語が話せない外国人のDV被害者に、相談窓口がわかるよう、5ヶ国語でちらし、PRカードを庁内関係課や窓口を設置している課 35箇所に配布し啓発に取り組んだ。	
今後の課題等	有効活用できるよう、適切な配布場所等を考えていく。	有効活用できるよう、適切な配布場所等を考えていく。	有効活用できるよう、適切な配布場所等を考えていく。	

事業名	DV被害者相談窓口連携マニュアルの作成・活用		No.	10
			所管課	男女共同参画課
事業概要	市役所の様々な受付窓口で、DV被害者を発見し、速やかにDV相談窓口を案内できるように、受付窓口専用の連携マニュアルを作成し、活用する。			
項目	年度	目標	窓口職員の説明会参加者数	
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	30
目標数値	—	マニュアル作成	50人	100人
実績	—	マニュアル作成	95人	35人
他の評価指標	窓口職員の理解度、DV相談窓口への案内数	窓口職員の理解度、DV相談窓口への案内数	窓口職員の理解度、DV相談窓口への案内数	窓口職員の理解度、DV相談窓口への案内数
男女別人数の把握	【プロジェクト委員】 男8人・女8人	【説明会出席者】 男55人・女40人	【説明会出席者】 男14人・女21人	
外部評価	—	—	—	—
取組状況	DV防止基本計画策定プロジェクト会議において、連携マニュアル作成のため、平成23年度に5回会議を実施し、関係部署の様々な意見を反映したマニュアルを作成した。	DV被害者相談窓口連携マニュアルの説明会を実施し、関係各課の窓口職員に対して速やかにDV相談窓口案内できるような説明会を実施した。 5/8 所属長説明会 28名 5/29 16課 34名 5/30 17課 33名 (計 95名)	DV被害者相談窓口連携マニュアルの説明会を実施し、関係各課の窓口職員に対して速やかにDV相談窓口案内できるような説明会を実施した。 2/21 市民課 行徳支所市民課 南行徳市民センター(計 35名)	
今後の課題等	第一段階として、窓口職員が有効活用し、女性のDV被害者支援が出来るよう、窓口職員に説明会を実施していく。	窓口連携マニュアルの説明会等の実施要請があった場合、随時説明会を実施していく。	窓口連携マニュアルの説明会等の実施要請があった場合、随時説明会を実施していく。	

取組の方向4 相談窓口の充実

事業名	11 (第4次実施計画 No.72)			
	No.	11 (第4次実施計画 No.72)		
事業概要	被害者に適切な支援及び情報提供を行い、必要であれば関係機関へ迅速に引継ぎをする。			
項目	年度	相談可能体制		
	目標	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	50
目標数値	—	相談員1日2名以上勤務する日を週3日とする	相談員1日3名以上勤務する日を週3日とする	相談員1日3名以上勤務する日を週4日とする
実績	相談員1日2名以上勤務する日は週2日	週7日	週3日	週2日
他の評価指標	相談者の満足度、相談環境の整備、相談員の充実		相談者の満足度、相談環境の整備、相談員の充実	相談者の満足度、相談環境の整備、相談員の充実
男女別人数の把握	女7人		女6人	女5人
外部評価	—		—	—
取組状況	DV相談に対応するため、相談員は全て、女性相談員(婦人相談員)とした。		DV相談の増加に伴い緊急ケース、重篤ケース、処遇困難ケースも増加しているなか、庁内関係部署・関係機関との連携を迅速に行なった。	DV相談の増加に伴い緊急ケース、重篤ケース、処遇困難ケースも増加しているなか、庁内関係部署・関係機関との連携を迅速に行なった。
今後の課題等	DV相談の増加に伴い、1日3名体制も考えていく。		DV相談の増加に対応できるよう、1日3名体制の相談日を増やしていく。	DV相談の増加に対応できるよう、1日3名体制の相談日を増やしていく。

事業名	12 (第4次実施計画 No.73)			
	No.	12 (第4次実施計画 No.73)		
事業概要	あらゆる女性からの相談の中で法的支援が必要な場合、女性弁護士が法律相談を行う。			
項目	年度	相談件数		
	目標	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	60	60	90
目標数値	—	200件/年	200件/年	200件/年
実績	171件/年	136件/年	131件/年	185件/年
他の評価指標	相談者の満足度、市民の周知度		相談者の満足度、市民の周知度	相談者の満足度、市民の周知度
男女別人数の把握	女性弁護士4名		女性弁護士4名	女性弁護士4名
外部評価	—		—	—
取組状況	毎週水曜日の午後5時～午後7時30分まで、相談可能な体制で取り組んでいる。		毎週水曜日の午後5時～午後7時30分まで、相談可能な体制で取り組んでいる。	毎週水曜日の午後5時～午後7時30分まで、相談可能な体制で取り組んでいる。
今後の課題等	年々、減少傾向となっており、相談が可能な条件等の見直しが必要である。		年々、減少傾向となっており、相談が可能な条件等の見直しや相談窓口の啓発(PR活動)が必要である。	今年度は、相談件数が増加したが、引き続き、相談窓口の啓発が必要である。

事業名	子ども家庭総合支援センター事業		No.	13 (第4次実施計画 No.75)
			所管課	子育て支援課
事業概要	子どもと子育てで家庭に関する総合窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの紹介等に応じるとともに、手続や相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施する。			
項目	年度	目標	活動件数	
		平成22年度 (基本計画策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課自己評価	—	100	100	100
目標数値	—	4,000件/年	4,000件/年	4,000件/年
実績	4,143件/年	4,203件/年	5,421件/年	5,836件/年
他の評価指標	支援内容の充実		支援内容の充実	支援内容の充実
男女別人数の把握	—		—	—
外部評価	—		—	—
取組状況	電話や庁内面接にて対応。DVについては述べ70人、実人数34人相談。うち2ケースが緊急一時保護所を利用。	電話や庁内面接にて対応。DVについては15人相談。うち1ケースが帰来先がなくNPO法人が運営するアパートへ避難することになった。	電話や庁内面接にて対応。DVについては7人の相談。うち2人は重篤なため男女共同参画課に対応を依頼し、それ以外は助言・指導等を実施した。	
今後の課題等	関係機関との連携を維持しつつ、滞りない情報の受け渡しを行い、ケースの処遇を決定する。	関係機関との連携を維持しつつ、滞りない情報の受け渡しを行い、ケースの処遇を決定する。	関係機関との連携を維持しつつ、滞りない情報の受け渡しを行い、ケースの処遇を決定する。	

事業名	通訳者情報の収集及び研究		No.	14
			所管課	男女共同参画課
事業概要	外国人女性のDV被害者に対し、多言語で対応できるよう、通訳情報を収集し協力を求めていく。			
項目	年度	目標	平成23年度:通訳者情報の収集数 平成24年度~:通訳者の協力回数	
		平成22年度 (基本計画策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課自己評価	—	50	100	20
目標数値	—	10人	10回	10回
実績	—	5人	11回	2回
他の評価指標	通訳者の協力数		通訳者情報の収集数	通訳者情報の収集数
男女別人数の把握	女性3人 男性2人		女性11回	女性2回
外部評価	—		—	—
取組状況	国際交流課の協力を得て、ボランティアによる5ヶ国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語)のDV連絡カード、ちらしの作成をした。	避難を必要とする外国人被害者に対し、国際交流課の協力を得て通訳ボランティアの派遣要請し、相談を行なった。	避難を必要とする外国人被害者に対し、国際交流課の協力を得て通訳ボランティアの派遣要請し、相談を行なった。	
今後の課題等	人材登録台帳を整備していく過程で、通訳ボランティア希望の項目を設け、通訳者の情報収集に取り組んでいく。	緊急時の通訳ボランティアの派遣を国際交流課の協力を得ながら取り組んでいく。	緊急時の通訳ボランティアの派遣を国際交流課の協力を得ながら取り組んでいく。	

取組の方向5 被害者の安全確保

事業名	施設入所の緊急協議			No.	15
	所管課			男女共同参画課・地域福祉支援課・障害者支援課	
事業概要	高齢あるいは、障害のあるDV女性被害者の緊急一時保護が必要となる場合、関係部署と緊急協議を行いふさわしい施設に一時的に避難させる。				
項目	年度	目標	平成23年度：緊急一時的に施設に入所した数 平成24年度～：関係部署との協議回数		
	平成22年度 (基本計画策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)	
所管課自己評価	—	0	60	30	
目標数値	—	3人	3回	3回	
実績	—	0人	2回	1回	
他の評価指標	施設入所者の満足度		施設入所者の満足度	施設入所者の満足度	
男女別人数の把握	—		—	—	
外部評価	—		—	—	
取組状況	それぞれの課で対応している障害者、高齢者であるDV被害者のケースについて、予防・早期発見・相談を実施し連携を図った。		障害者支援課と連携をとり相談及び支援等を協議した。	関係課と連携をとり相談及び支援等を協議した。	
今後の課題等	DV防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法(24年10月1日施行)に留まらないケースに適した支援が可能になるよう、関係課との連携を強化していく。		DV防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法に留まらないケースに適した支援が可能になるよう、関係課との連携を強化していく。	DV防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法に留まらないケースに適した支援が可能になるよう、関係課との連携を強化していく。	

事業名	緊急一時保護施設との連携			No.	16
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	千葉県および民間の緊急一時保護施設に入所することにより、被害者(同伴の子どもを含む)の緊急的な安全確保をする。				
項目	年度	目標	民間一時保護施設等の情報収集数		
	平成22年度 (基本計画策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)	
所管課自己評価	—	100	100	100	
目標数値	—	5箇所	10箇所	10箇所	
実績	4か所	6箇所	10箇所	10箇所	
他の評価指標	緊急一時保護施設入所による安全確保件数		緊急一時保護施設入所による安全確保件数	緊急一時保護施設入所による安全確保件数	
男女別人数の把握	—		—	—	
外部評価	—		—	—	
取組状況	県の会議や日々の相談業務を通して、民間シェルターの情報収集をすることが出来た。		県の会議や日々の相談業務を通して、民間シェルターの情報収集をすることが出来た。	県の会議や日々の相談業務を通して、民間シェルターの情報収集をすることが出来た。	
今後の課題等	シェルターという性質上、実際に必要に応じて情報収集に努める。		シェルターという性質上、必要に応じて情報収集に努める。	シェルターという性質上、必要に応じて情報収集に努める。	

取組の方向6 支援センター機能の充実

事業名	安全確保のための同行や旅費等の助成			No.	17
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	施設・親戚・知人宅等に一時的に避難するために同行したり、交通費等が不足する場合には旅費等を助成する。				
項目	年度	目標	平成23年度:助成件数 平成24年度~:同行支援件数		
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	0	100	100	
目標数値	—	2件	5件	5件	
実績	—	0件	12件	9件	
他の評価指標	安全確保に関する満足度、同行支援件数		安全確保に関する満足度、助成件数	安全確保に関する満足度、助成件数	
男女別人数の把握	—		—	—	
外部評価	—		—	—	
取組状況	今年度は、旅費等の助成はなかったものの加害者の追跡の可能性が高く、危険度の高いケース3件については、安全確保のための同行支援を行った。		危険度、重篤度が高い12ケースについて、安全確保のための同行支援を行なった。また、旅費等の助成を1ケース行なった。	危険度、重篤度が高い9ケースについて、安全確保のための同行支援を行なった。また、旅費等の助成を1ケース行なった。	
今後の課題等	今後も、ケースの実態に合わせて、安全確保を第一に考え、必要に応じて、同行支援や旅費等の支給を行っていく。		今後も、ケースの実態に合わせて、安全確保を第一に考え、必要に応じて、同行支援や旅費等の助成を行っていく。	今後も、ケースの実態に合わせて、安全確保を第一に考え、必要に応じて、同行支援や旅費等の助成を行っていく。	

事業名	相談員の人材確保			No.	18
	所管課			男女共同参画課	
事業概要	複雑化、多様化した相談に対応できるような専門知識と経験のある相談員を確保する。				
項目	年度	目標	女性相談員数(婦人相談員数)		
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	100	80	70	
目標数値	—	5人	7人	7人	
実績	4人	8人	6人	5人	
他の評価指標	臨床心理士資格の保有者数、女性センター等での相談員経験年数		臨床心理士資格の保有者数、女性センター等での相談員経験年数	臨床心理士資格の保有者数、女性センター等での相談員経験年数	
男女別人数の把握	全員女性		全員女性	全員女性	
外部評価	—		—	—	
取組状況	配偶者暴力相談支援センターを開設し、相談件数も増加傾向にあるため、新たに2名の女性(婦人)相談員の経験者を採用し、人材確保に取組んだ。		配偶者暴力相談支援センターを開設し、相談件数も増加傾向にあるため、新たに1名の女性(婦人)相談員の経験者を採用し、人材確保に取組んだ。	配偶者暴力相談支援センターを開設し、相談件数も増加傾向にある。女性(婦人)相談員を採用し、人材確保に取組んだ。	
今後の課題等	相談員の経験だけでは、スキルが高いとは判断できないので、その人材確保を考えれば市として勤務条件等を検討していく。今後も人材確保に取り組んでいく。		相談員の経験だけにとらわれることなく、複雑化、多様化している相談内容に対応すべく専門知識を有する人材の確保に向け、勤務条件等も検討して人材確保に取り組んでいく。	相談員の経験だけにとらわれることなく、複雑化、多様化している相談内容に対応すべく専門知識を有する人材の確保に向け、勤務条件等も検討して人材確保に取り組んでいく。	

事業名	スーパーバイズ等による研修		No.	19
			所管課	男女共同参画課
事業概要	相談員の質の向上のため更に上級の臨床心理士等(スーパーバイザー)からケースに対する助言や指導を受ける。			
項目	年度	目標	実施回数	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	—	100	50
目標数値	—	—	2回	4回
実績	—	—	2回	2回
他の評価指標	女性相談員のスキルアップ度、 講師情報数	女性相談員のスキルアップ度、 講師情報数	女性相談員のスキルアップ度、 講師情報数	女性相談員のスキルアップ度、 講師情報数
男女別人数の把握	—	—	—	—
外部評価	—	—	—	—
取組状況	来年度のスーパーバイズ実現 に向け、予算計上し、講師の選 定等に取り組み、来年度実施 可能となった。	3/8日、22日 計4時間のスー パービジョンを実施した。 男女共同参画課の職員、女性 相談員及び健康支援課の職 員、市川健康福祉センターの相 談員が参加しスキルアップを図 ることができた。	3/10日、17日 計4時間のスー パービジョンを実施した。 男女共同参画課の職員、女性 相談員及び健康支援課の職 員、市川健康福祉センターの相 談員が参加しスキルアップを図 ることができた。	
今後の課題等	重篤、困難なケースに対応する ため、少人数で行うスーパーバ イズは非常に重要であるため、 定期的な実施が望まれる。	重篤、困難なケースに対応する ため、少人数で行う上級の臨床 心理士等からのスーパービジョ ンは非常に重要であるため、定 期的な実施が望まれる。	重篤、困難なケースに対応する ため、少人数で行う上級の臨床 心理士等からのスーパービジョ ンは非常に重要であるため、定 期的な実施が望まれる。	

事業名	ケース検討会議		No.	20
			所管課	男女共同参画課
事業概要	処遇困難ケースに対し、その対応や支援方法等を複数の相談員で検討することにより、適した対応ができるようにする。			
項目	年度	目標	ケース検討会議の実施回数	
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度
所管課 自己評価	—	—	100	100
目標数値	—	—	4回	6回
実績	3回	—	8回	9回
他の評価指標	DV被害者の満足度、女性相談 員のスキルアップ度	DV被害者の満足度、女性相談 員のスキルアップ度	DV被害者の満足度、女性相談 員のスキルアップ度	DV被害者の満足度、女性相談 員のスキルアップ度
男女別人数の把握	—	—	—	—
外部評価	—	—	—	—
取組状況	配偶者暴力相談支援センター 開設後、月1回実施し、困難事 例の対応方法等を検討すると 共に、重篤なケースについて は、担当以外の相談員も対応 可能となるようケース会議を実 施した。	概ね月に1回会議を開催し、困 難事例や重篤度、危険度の高 いケースについて検討し、情報 の共有化を図り担当以外の相 談員も対応が可能となるよう ケース検討会議を実施した。	概ね月に1回会議を開催し、困 難事例や重篤度、危険度の高 いケースについて検討し、情報 の共有化を図り担当以外の相 談員も対応が可能となるよう ケース検討会議を実施した。	
今後の課題等	ケース会議は、相談員のスキ ルアップのためにも重要である ため最低でも月1回の実施は必 要である。	ケース検討会議は、相談員の スキルアップ及び情報共有とし て重要であるため月1回以上実 施していきたい。	ケース検討会議は、相談員の スキルアップ及び情報共有とし て重要であるため月1回以上実 施していきたい。	

基本目標Ⅲ 被害者支援の充実

取組の方向7 住居に関する支援

事業名	相談環境の充実				No.	21
					所管課	男女共同参画課
事業概要	相談者のプライバシーを厳密に保護し、同時に相談者、相談員とも安心安全を確保しながら、迅速で内容の濃い対応を目指すための相談環境を改善していく。					
項目	年度	目標	相談環境改善実施回数			
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	100	100	100		
目標数値	—	1回	1回	1回		
実績	1回	1回	1回	1回		
他の評価指標	ハード・ソフトの両面で、均衡のとれた改善状況、加害者対応マニュアルの作成・活用		ハード・ソフトの両面で、均衡のとれた改善状況、加害者対応マニュアルの作成・活用		ハード・ソフトの両面で、均衡のとれた改善状況、加害者対応マニュアルの作成・活用	
男女別人数の把握	—		—		—	
外部評価	—		—		—	
取組状況	印刷機を購入し、相談記録の打ち出し等スピードアップできるようになり、効率化を図ることが出来た。		相談記録作成用パソコンの台数を相談員の1日3人体制に備え2台から3台に増設した。		DVと児童虐待の相談窓口が相互に情報共有し、被害者に対して総合的かつ計画的に支援するため、既存の子育て支援課の総合窓口支援システムにDV相談システム機能を追加したシステムを構築し、平成27年3月より稼動することとした。	
今後の課題等	当相談室の環境は非常に恵まれているが、今後も相談件数の増加に対応し、継続して環境整備を行うこととする。		当相談室の環境は非常に恵まれているが、今後も相談件数の増加に対応し、継続して環境整備を行うこととする。		当相談室の環境は非常に恵まれているが、今後も相談件数の増加に対応し、継続して環境整備を行うこととする。	

事業名	市営住宅等の情報提供				No.	22
					所管課	男女共同参画課
事業概要	DVの女性被害者やその家族が今後の安定した住居として、市営住宅を希望する場合、入居に関しての情報提供をする。					
項目	年度	目標	「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行数			
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)	
所管課 自己評価	—	100	80	40		
目標数値	—	3件	5件	5件		
実績	—	3件	4件	2件		
他の評価指標	入居件数(当選率)、入居後の満足度		入居件数(当選率)、入居後の満足度		入居件数(当選率)、入居後の満足度	
男女別人数の把握	女性 3人		女性 4人		女性 2人	
外部評価	—		—		—	
取組状況	被害者が自立をするためには住居の確保が非常に重要となるため、情報提供や助言は常に行っており、そのうち市営住宅の申込に必要な証明書発行数は、3件であった。		被害者が自立をするためには住居の確保が非常に重要となるため、情報提供や助言は常に行っており、そのうち市営住宅の申込に必要な証明書発行数は、4件であった。		被害者が自立をするためには住居の確保が非常に重要となるため、情報提供や助言は常に行っており、そのうち市営住宅の申込に必要な証明書発行数は、2件であった。	
今後の課題等	今後も自立のための情報提供や助言をケースの実情に合わせて行っていく。		今後も自立のための情報提供や助言をケースの実情に合わせて行っていく。		今後も自立のための情報提供や助言をケースの実情に合わせて行っていく。	

取組の方向8 就労に関する支援

事業名	母子寮等の情報提供				No.	23
					所管課	男女共同参画課
事業概要	18歳未満の子どものいるDVの女性被害者が、自立を目指す第1段階として、母子寮を希望する場合、子育て支援課と連携し、母子寮入寮についての情報、および生活保護の情報等を提供する。					
項目	年度	目標	入居件数			
		平成22年度 (基本計画策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)	
所管課自己評価	—	0	100	0		
目標数値	—	2件	2件	2件		
実績	0件	0件	4件	0件		
他の評価指標	入居後の満足度		入居後の満足度	入居後の満足度		
男女別人数の把握	—		—	—		
外部評価	—		—	—		
取組状況	常にケースの実態にあわせ、最善の対応を検討し助言や情報提供を行っているが、その結果、母子寮への入居は無かった。		今年度の1件を除く3件はいずれも一時的な避難であるが、潜在中は生活の保障や転居先の確保・転校等、関係機関と連携をとり、速やかに安全を確保し、安心して生活再建が可能となるような支援を短期間に行った。	常にケースの実態にあわせ、最善の対応を検討し助言や情報提供を行っている(平成25年度は、14人へ情報提供をした)が、その結果、母子寮への入居は無かった。		
今後の課題等	母子寮入居が適しているケースについては、子育て支援課やサポートセンターと連携し行っていく。		母子寮入寮が適しているケースについては、子育て支援課や婦人保護施設と連携し行っていく。	母子寮入寮が適しているケースについては、子育て支援課や婦人保護施設と連携し行っていく。		

事業名	就労支援関連セミナー等の情報提供				No.	24
					所管課	男女共同参画課
事業概要	厚生労働省が所管する母子関係の貸付け金、助成金、奨励金、社会福祉協議会の貸付金およびマザーズハローワークの開催する就労セミナー等の情報提供を行う。					
項目	年度	目標	平成23年度:「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行数 平成24年度～:—			
		平成22年度 (基本計画策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)	
所管課自己評価	—	0	—	—		
目標数値	—	3件	—	—		
実績	1	0件	—	—		
他の評価指標	就労に結びついた件数、助成金、奨励金の受給件数		就労に結びついた件数、助成金、奨励金の受給件数	就労に結びついた件数、助成金、奨励金の受給件数		
男女別人数の把握	—		—	—		
外部評価	—		—	—		
取組状況	証明書を発行し、支援するケースはないものの、常に自立支援のための情報提供、助言を行い自立支援のために取り組んだ。		個々のケースにあわせた助言や情報提供を行い就労に結びつくよう取り組んだ。	個々のケースにあわせた助言や情報提供を行い就労に結びつくよう取り組んだ。		
今後の課題等	相談者には、常に、ケースの状況に適した就労の助言を行い、自立に向けた就労支援を行っていく。		相談者には、常に、ケースの状況に適した就労のための情報提供や助言を行い、自立に向けた支援を行っていく。	相談者には、常に、ケースの状況に適した就労のための情報提供や助言を行い、自立に向けた支援を行っていく。		

取組の方向9 子どもに関する支援

事業名	学校、保育園、幼稚園とのケース協議			No.	25
				所管課	男女共同参画課
事業概要	直接、間接を問わずDV被害を受けた子どもの安全確保と安心して学校等で学ぶことができるよう、子ども家庭総合支援センターや学校・幼稚園・保育園等と緊密に連携し、支援します。				
項目	年度	目標	協議ケース数		
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	60	100	100	
目標数値	—	5件	10件	10件	
実績	5件	3件	11件	19件	
他の評価指標	子どもの満足度		子どもの満足度	子どもの満足度	
男女別人数の把握	女児3人		女児10人、男児14人	女児16人、男児25人	
外部評価	—		—	—	
取組状況	DV加害者である父親からの虐待やDVの重篤なケースで、逃げる準備や逃げているケースについて、追跡等の危険性が高い場合、学校・保育園・幼稚園等と連携を図り安全確保に取り組んだ。	DV加害者である父親からの虐待やDVの重篤なケースで、避難準備や避難しているケースについて、追跡の危険性が高い場合、学校・保育園・幼稚園等と連携を図り安全確保を行った。また、新住居地で速やかに学校等に通えるように、また被害者や子に負担がかからないよう取り組んだ。	DV加害者である父親からの虐待やDVの重篤なケースで、避難準備や避難しているケースについて、追跡の危険性が高い場合、学校・保育園・幼稚園等と連携を図り安全確保を行った。また、新住居地で速やかに学校等に通えるように、また被害者や子に負担がかからないよう取り組んだ。		
今後の課題等	迅速に関係部署と連携を図り、より一層、子どもの安全・安心を図っていく。	迅速に関係部署と連携を図り、より一層、子どもの安全を守り、健やかな成長を保障するための支援を行っていく。	迅速に関係部署と連携を図り、より一層、子どもの安全を守り、健やかな成長を保障するための支援を行っていく。		

事業名	児童相談所とのケース協議			No.	26
				所管課	男女共同参画課
事業概要	被害世帯の子どもに心理的なケアが必要と思われる場合は、児童相談所と連携し、支援します。				
項目	年度	目標	児童相談所との連携回数		
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	100	
目標数値	—	3件	5件	10件	
実績	6件	4件	10件	10件	
他の評価指標	子どもの回復度		子どもの回復度	子どもの回復度	
男女別人数の把握	女児4人 男児2人		女児11人 男児2人	女児13人 男児11人	
外部評価	—		—	—	
取組状況	相談の中でDV被害者である母親が、児童虐待の加害者となったケースやDV加害者の父親から虐待を受けていたケース等様々なケースを児童相談所に通告し、連携を図り対応した	相談の中でDV被害者である母親が、児童虐待の加害者となったケースやDV加害者の父親から虐待を受けていたケース等様々なケースを児童相談所に通告し、連携を図り対応した	相談の中でDV被害者である母親が、児童虐待の加害者となったケースやDV加害者の父親から虐待を受けていたケース等様々なケースを児童相談所に通告し、連携を図り対応した		
今後の課題等	子どもがいる家庭では、父親が母親に暴力を振るうことを子どもに見せ心的ストレスを与えることも児童虐待となる。DV被害女性の支援もさることながら、児童虐待があった場合は優先するものとし、児相と迅速に連携し、支援していく。	子どもがいる家庭では、父親が母親に暴力を振るうことを子どもに見せ心的ストレスを与えることも児童虐待となる。DV被害女性の支援もさることながら、児童虐待があった場合は優先するものとし、児相と迅速に連携し、支援していく。	子どもがいる家庭では、父親が母親に暴力を振るうことを子どもに見せ心的ストレスを与えることも児童虐待となる。DV被害女性の支援もさることながら、児童虐待があった場合は優先するものとし、児相と迅速に連携し、支援していく。		

取組の方向10 継続的な支援

事業名	ケース相談の継続			No.	27
				所管課	男女共同参画課
事業概要	DVの女性被害者の意思を尊重した生活再建を支援できるようにケース相談を継続する。				
項目	年度	目標	相談ケース実数の中の継続相談ケース割合		
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	90	80	80	
目標数値	—	90%	95%	95%	
実績	—	82%	78%	84%	
他の評価指標	被害者の満足度		被害者の満足度	被害者の満足度	
男女別人数の把握	女性86人		女性168人	女性214人	
外部評価	—		—	—	
取組状況	配偶者暴力相談支援センター開設に伴い、知名度も高くなり前年に比べ他市、他県から市川市に逃げてくるケースが1割ほど増加し、他市へ逃げたケースも1割ほど増加した。		配偶者暴力相談支援センター開設により、重篤で、危険なケースが増加しその結果他県、他市に避難させているが、制度的なことや心情整理等は継続して相談を実施した。	配偶者暴力相談支援センター開設により、重篤で、危険なケースが増加しその結果他県、他市に避難させているが、制度的なことや心情整理等は継続して相談を実施した。	
今後の課題等	今後の本市のDVケースは危険度の高いケースや重篤なケースの増加が見込まれるため、被害者等の安全や自立に向けた支援を継続的に行っていく。		今後の本市のDVケースは危険度の高いケースや重篤なケースの増加が見込まれるため、被害者等の安全や自立に向けた支援を継続的に行っていく。	今後の本市のDVケースは危険度の高いケースや重篤なケースの増加が見込まれるため、被害者等の安全や自立に向けた支援を継続的に行っていく。	

取組の方向11 加害者教育の研究

事業名	加害者への更生支援の調査・研究			No.	28 (第4次実施計画 No.74)
				所管課	男女共同参画課
事業概要	加害者に対する再発防止更生プログラムの研究をする。				
項目	年度	目標	情報収集件数		
		平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	60	
目標数値	—	3件	5件	10件	
実績	1件	4件	6件	6件	
他の評価指標	更生プログラムの研究体制 (内部研究会の実施回数)、資料 ページ数		更生プログラムの研究体制 (内部研究会の実施回数)、資料 ページ数	更生プログラムの研究体制 (内部研究会の実施回数)、資料 ページ数	
男女別人数の把握	—		—	—	
外部評価	—		—	—	
取組状況	加害者更生プログラムの有効なもの、確立されていないことから、まずは、加害者についての対応や行動等を内閣府や県、NPO法人からの資料収集をし、調査・研究に取り組んだ。		加害者更生プログラムの有効なもの、確立されていないことから、加害者についての対応や行動等を内閣府や県、NPO法人からの資料収集をし、調査・研究に取り組んだ。	加害者更生プログラムの有効なもの、確立されていないことから、加害者についての対応や行動等について、内閣府や県、NPO法人からの資料を収集をした。	
今後の課題等	今後も積極的に情報収集をし、加害者更生プログラム等を研究し、相談業務に生かすこととする。		今後も積極的に情報収集をし、加害者更生プログラム等を研究し、相談業務に生かすこととする。	今後も積極的に情報収集をし、加害者更生プログラム等を研究し、相談業務に生かすこととする。	

基本目標Ⅳ 推進体制の充実

取組の方向12 DV防止基本計画の推進

事業名	DV防止基本計画の進捗状況の確認および評価				No.	29
					所管課	男女共同参画課
事業概要	市川市男女共同参画推進審議会に、本計画内の全事業について進捗状況および評価を報告し、審議結果を次年度事業の参考とする。					
年度 項目	目標	—				
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	—	—	—		
目標数値	—	—	—	—		
実績	—	—	—	—		
他の評価指標	審議会での意見件数、審議会での意見内容	審議会での意見件数、審議会での意見内容	審議会での意見件数、審議会での意見内容	審議会での意見件数、審議会での意見内容		
男女別人数の把握	—	—	—	—		
外部評価	男女共同参画推進審議会	男女共同参画推進審議会	男女共同参画推進審議会	男女共同参画推進審議会		
取組状況	DV防止基本計画は平成23年8月策定のため、平成23年度は事業の取りまとめはない。平成23年度の実施事業については、平成24年度に進捗状況の確認を行うこととなる。	23年度の実施事業についての進捗状況、評価を報告した。また、次年度について、評価が難しい事業については【目標】や【目標数値】の見直しを行った。	24年度の実施事業についての進捗状況、評価を報告した。また、次年度について、評価が難しい事業については【目標】や【目標数値】の見直しを行った。			
今後の課題等	—	—	—	—		

事業名	事業の実施状況の公表				No.	30
					所管課	男女共同参画課
事業概要	本計画の事業の進捗状況を市のホームページ等で公表し、本計画を広く市民に周知し、DV根絶を目指す。					
年度 項目	目標	—				
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)		
所管課 自己評価	—	—	—	—		
目標数値	—	—	—	—		
実績	—	—	—	—		
他の評価指標	DV根絶に関する関心度の上昇、ホームページ閲覧後の問い合わせ数	DV根絶に関する関心度の上昇、ホームページ閲覧後の問い合わせ数	DV根絶に関する関心度の上昇、ホームページ閲覧後の問い合わせ数	DVB根絶に関する関心度の上昇、ホームページ閲覧後の問い合わせ数		
男女別人数の把握	—	—	—	—		
外部評価	男女共同参画推進審議会	男女共同参画推進審議会	男女共同参画推進審議会	男女共同参画推進審議会		
取組状況	DV防止基本計画は平成23年8月策定のため、平成23年度は実施状況の公表はない。平成23年度の事業実施状況の公表は、平成24年度に行うこととなる。	平成23年度の事業実施状況の公表を行った。	平成24年度の事業実施状況の公表を行った。			
今後の課題等	—	—	—	—		

取組の方向13 関係部署・機関等との連携

事業名	家庭等における暴力対策ネットワーク会議の実施		No.	31 (第4次実施計画 No.76)
			所管課	男女共同参画課・ 子育て支援課・ 地域福祉支援課・ 障害者支援課
事業概要	DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における暴力に対し、関係機関等で構成されるネットワーク会議を立ち上げ、各所管で生じた事例の対応に関する問題点、課題等について周知・協議し、連携を深める。			
年度	目標	開催回数		
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	0	100	100
目標数値	—	1回/年	会議設置準備	2回/年
実績	0回/年	0回/年	会議設置	2回/年
他の評価指標	内容	内容	内容	
男女別人数の把握	—	—	—	
外部評価	—	—	—	
取組状況	DVと児童虐待は密接な関わりがあるため千葉県と同じように、既存のいちかわこども人権ネットワーク会議と一緒に開催できるか、否かを関係課で協議をした。	DVと児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待は密接な関わりがあるため、関係課で協議をしネットワーク会議を立ち上げることとし、要綱を制定した。	要綱に基づき、7/23と1/23にネットワーク会議を開催し、関係課で生じた事例の対応に関する問題点、課題等について周知・協議した。	
今後の課題等	関係機関、関係部署の連携により、更なる被害者支援実現に向け共通認識・共通理解ができるようネットワーク会議の発足に向け関係部署と協議していく。	関係機関、関係部署の連携により、更なる被害者支援実現に向け共通認識・共通理解ができるようネットワーク会議の開催に向け関係部署と協議していく。	関係機関、関係部署の連携により、更なる被害者支援実現に向け共通認識・共通理解ができるようネットワーク会議で関係部署と協議していく。	

事業名	民間協力団体の立ち上げ		No.	32
			所管課	男女共同参画課
事業概要	DV被害者支援を目的とした民間協力団体の立ち上げを見越したDV防止関係の講座を実施する。			
年度	目標	DV防止講座の実施数		
	平成22年度 (基本計画 策定当初)	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (基本計画最終年度)
所管課 自己評価	—	100	100	100
目標数値	—	1回	1回	1回
実績	1回	2回	5回	1回
他の評価指標	講座参加者数、DV被害者支援協力団体数	講座参加者数、DV被害者支援協力団体数	講座参加者数、DV被害者支援協力団体数	講座参加者数、DV被害者支援協力団体数
男女別人数の把握	女性49人	DV関連講座延べ参加者数 女性122人 男性2人	DV関連講座延べ参加者数 女性20人 男性4人	
外部評価	受講者アンケート			
取組状況	「DV被害者サポーター養成講座～初級～」を実施し、DV防止の啓発及びDV被害者への理解および支援者として知識等の啓発に取り組み、講座修了者8名からなる男女共同参画センターの登録団体が発足した。	「DV被害者サポーター養成講座」を開催し、DV被害者及び同伴者への対応等、啓発に取り組んだ。また、昨年この講座から立ち上った登録団体とDV防止の啓発についての共催講演会を行った。	平成23年度の講座から立ち上った登録団体と「寸劇・ダンスから知るデートDV～素敵なカレ・カノジョの関係って？」を開催し、人権教育およびデートDV防止啓発についての共催講演会を行った。	
今後の課題等	今後も、DV関連の講座等を実施し、草の根的な活動により、DV被害者のサポーター(支援者)を増やし、NPO団体を発足できるように支援していく。	今後も、DV関連の講座等を実施し、草の根的な活動により、DV被害者のサポーター(支援者)を増やし、NPO団体を発足できるように支援していく。	今後も、DV関連の講座等を実施し、草の根的な活動により、DV被害者のサポーター(支援者)を増やし、NPO団体を発足できるように支援していく。	